主 対 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

本件控訴の趣意は、弁護人土井勝三郎提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これをここに引用する。

所論は要するに、本件事故は被告人の過失に帰せられるべきではないというものであつて、これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

一 本件事故発生の経過及びその原因

二 被告人の注意義務の存否—とくに結果発生の予見が可能であつたかについて〈要旨〉本件事故発生についての被告人の注意義務としては、起訴状記載の訴因は、「発破の位置選定については工〈/要旨〉事の安全面より十分の検討をなし、岩石崩落を招来する危険性のない位置を選定すべきこと」及び「発破作業後岩石直下に作業員を入れないようにすべきこと」の二つの義務があつたとしており、原判決もほぼこれに照応する義務を認め、なお「発破をかける場合は、既存の亀裂への影響、新しき亀裂の発生の有無に深甚の注意を払つて作業の安全性を確保すべき義務のあること」を附加し、被告人はこれらの注意義務を怠り、本件事故を惹起せしめたとしている。

そこで、前記のような本件事故の態様に即し、被告人に右の如き注意義務が存するかどうかを審按するについては、まずかかる結果に至ることが一般的に通常予見可能であつたかを検討しなければならない。

ところで、過失犯の成立に必要な結果発生の予見は、現にたどつた因果関係を事細かに予見し得ることは必要ではないが、少なくともその因果の系列の重要な部へについては予見が可能であることを必要とするものと解すである。そこで自体にあっては崩落事故の原因には二要素が考えられ、内在的原因とし、外のにことと、外のにして発破の施行によって崩落岩石に震動を与え、周囲岩石の支持を失わしめたことが、のたが可能であるので、原審及び当審において適法に取り調べた証拠にもあることが初から、はいるであるが可能であるかを見ることとし((イ)なお若干の附言を加える((ホ))。(以下に「B鑑定書」とは原審により、なお若干の附言を加える((ホ))。(以下に「B鑑定書」とは原審に対し、なお若干の附言を加える((ホ))。(以下に「B鑑定書」とは原審に対し、なお若干の附言を加える。)とは被告人の原審公判廷においる。)

(イ) 第一に、発破施行前において、岩盤に前記の如き節理ないし亀裂が存在することを予知することが可能であつたかについては、つぎのとおり認められる。

すなわち、被告人の意図した採石作業はC防波堤建設工事のため防波堤体たるコン クリートケーソンの基礎となる地盤均し用捨石とこの捨石の側方傾斜面上にのせる 捨石を採取することであつたが、そのためには直接外海の荒い波浪の作用にたえる とくに強く相当の大塊の石でなければならなかつた。然るに、本件現場附近 の地質は硬質安山岩をもつて組成されており、その地形上からも右種類の岩石採取 に適する地帯と認められるものの、ただ本件現場周辺の岩盤は節理が縦横に発達し ている点が認められた。しかし、そのなかで本件現場の岩盤はその発達が比較的少 なく、この地帯で採石作業を行なうとすれば最も適当と判断できるところであった。被告人は、これらの点を認識の上、まず所期の岩石が採取できるかどうかを見きわめるため、本格的採石作業に先だち試験発破を行なうこととし、原判示の如き 三回の発破を施行したものである。この場合、被告人が認識していた現場岩盤の表 面節理はほぼ三個所(岩盤と対面して右後方、上後方、左後方に各向うもの一つず つ)のみであつたと認められるが、もしその他にも存在したとすれば、 これらは十 分認識可能であつたと推認される(被告人の検察官調書、供述書及び原審公判廷の 供述、B鑑定書1、5、7項、Dの検察官調書)。しかし、これら表面にあらわれ ている節理の状態から通常の方法で岩石崩落の現状が示すような地表面に平行な広 大な節理ないし亀裂面が深部に存在すること及び崩落岩石を支えていた部分の面積 の大小を予知することは不可能であつたと断ぜざるを得ない(B鑑定書、原審及び 当審におけるB証言)。もつとも、この予知は、現在の科学水準をもつて絶対に不 能なのではなく、たとえばダム工事の基礎調査に用いられるような弾性波式地下探 査法の如き方法もないではないが、その設備・費用は大規模のもので容易に試み得るものではない。一方、小岩石の場合に用いられるハンマーで叩いて知る方法は本 件のような岩盤には利用できない(B鑑定書、原審及び当審におけるB証言)

周囲の状況から常識的に推理して本件節理の存在も予想し得るかの如くでもあるが、しかしそれも根拠のうすい、したがつて確からしさの低いものにすぎず、とくに本件現場はこの地帯において最も節理の少ない個所が選ばれている以上、右のような予想が可能であつたというのはおそらく困難である。結局、被告人と同一業務に従事する者一般が本件節理等の存在や状況を予知する方法はほとんどなく、客観的にこの予知は不可能であつたと見て差支えないものと思料される。

的にこの予知は不可能であったと見て差支えないものと思料される。 (ロ) 右のように本件節理の存在等は通常容易に予知できないものであるとしても、発破をかけた後岩石崩落の危険が生じているかどうかを予測することも不可 能であつたかの点については別にあらためて検討しなければならない。しかし、本 件三回の発破は前説示の如く試験発破であつて、その使用爆薬も四〇立方米余の岩 石を破砕するに必要な限度にとどまつており、四四の穿孔中三本は深さ二米であつ たが、他は大体一米内外であり、全体として山の勾配を変えたと見ることは困難 で、又下部をえぐりとつたといつても、右容積では直ちに上部岩石が大量崩落する さらに、破砕された部分も崩落岩石の直下ではなく、崩落岩石の根を完全に払つた というものでもない(以上につき、B鑑定書7項及びこれに引用の各証拠)。したがつて、このような発破をかけたこと自体からは通常岩石崩落の危険は考えられないものと見られるところ、崩落個所の岩盤に大きな節理ないし亀裂があつたことを考慮に入れ、この関係で発破がどのような影響を与え、右岩盤がどのような状況を呈するに至つたかをさらに検討してみると、E、D、F、G等工事に従事した首脳 者は、すべてその影響すなわち亀裂の変化、進展を認めておらず、被告人は三回の 発破施行後、新らしい亀裂が生じていないか、古い亀裂が拡大されたり、ズレたり していないか等を観察し、又さく岩機の振動が中断されるに至つていないか等を調 査したが、いずれも否定されたというのである(被告人の供述書と原審における供 述、日鑑定書8項とこれに引用の各証拠)。被告人の学歴、知識、経験等に徴すれば右の観察調査の結果はおおむね信用できるものと考えられる。その上、被告人が 採石作業を行なわしめたのは最後の試験発破を行なつた六月二五日の翌日であり、 その間一二時間余の余裕をおいており、崩落までには二〇時間以上を経過してい る。崩落事故は被告人と同一の事務に携わる者にとつて必ず予見し得たものとは到 底思われない。

(ハ) 以上の結論はB鑑定書並びに原審及び当審におけるB証言の各内容を多く採用している。これに対し、原審H鑑定書は、「露出している岩盤に発達してい

(二) 結局、本件崩落事故は、被告人が採石を試みた岩盤が外部からは発見し難い節理ないし亀裂と不安定な支えを有していたものであったことにそもの窓であり、そしてその岩石下部に発破を加えたがその影響による崩落は一般に高いて発生したものというべきである。(原審におけらられば、本件の如き崩落の危険性は専門的知識と経験ある者においてもらに又、「本のには予測できず、単に勘に依存して知り得るものであるとし、うことは正のには予測で表面の亀裂を発見できて、その下の方に発破をかけるということは正のであるとしいうことは正ので表面の亀裂を発見できて、その下の方に発破をかけるということは正のである。)果してそうだとすれば、かかる事故にある。)果してそうだとすれば、かかる事故に下見不可能な事象として、偶然の出来事、一種の不運というほかなく、因又はこれを認容した原判決の掲げた前掲注意義務の如きは、被告人に課せられるでき性質のものではないといわなければならない。

(木) なお、以上にとつてきた前提とは異り、本件作業が岩石崩落をもたらすたのあったことは概括的にせよ予見でき、かつ被告人の過失責任を問うにはそれるので、この場合果して被告人に注意義務の解出ですがあるとの見解も考えられるので、この場合果して被告人に注意義けられるのに表示しておく。まず、H鑑定書及び原審部から採石の解析であることが必要であったといっており、原判決もこの見方を採用しているかのは、ないのであったといっており、原判決もこの見方を採用しているが破らである。しかし、本格的採石の場合ならばともかく、本件はいわゆ発研のであったといっており、にてみるというを報告したのであったとは必ずしも断定できず(原審並びに当審にが必要であるものであったとは必ずしも断定でない漠然たる危険感が認めらというだけで、そこまで要求するのは、本件の作業を中止ないし放棄すべき

義務を負わせることとともに、社会的相当性を欠くものといわなければならない。つぎに、原判決は、発破作業の過程において岩盤の亀裂の変化等について観察調査すべき義務を判示しているが、これは前示(ロ)のとおり、被告人はこの点に留意したあとが見られ、その他採石作業を監督する者として普通に守るべき保安管理上の措置については、前述のとおり、又B鑑定書10項も認めているとおり、被告人はほぼ遺漏なく果しているのである。そして、なおこの関係では、原判決のいう岩石直下に作業員を入れないようにする義務は論ぜられない。けだし、そのためには崩落場所と崩落時期の具体的予見の可能性を必要とするからである。したがなない。

したがつて、いずれにしても本件において被告人に注意義務違反の事実を認めることはできない。たしかに本件事故の結果は重大であり、かかる結果の発生は極力防止されなければならないものであつた。しかし、そのためには、地質、土木等に関する科学の発達と採石作業関係者の社会的措置に期待するほかはない面が余りにも多く、本件事故について被告人に刑事上の責任を問うのは甚だしく酷というべきである。

三 結 論

要するに、原判決が本件について被告人に業務上過失致死傷の責任があるとしたのは、証拠の採否を誤り、ひいて事実を誤認したかどがあると認めざるを得ない。 論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八二条により原判決を破棄すべきものとし、同法第四〇〇条但書に則り、次のとおり自判する。 本件公訴事実は、

被告人は、土木建設請負業I株式会社に雇われ、虻田郡a町字bに所在する同会 社」営業所K作業所に勤務し同会社施工のL港改良工事及びこれに附随するM川尻 附近における採石工事の現場責任者として工事計画立案及び作業員に対する指揮監督の業務に従事していた者であるところ、昭和三四年六月中旬より右川尻より西南 方約五百米の地点で採石工事をなすに当つては、海岸線より西方村三〇米離れた位 置に存する安山岩より組成された山の露出岩壁から発破によつて石を破砕し、これ を集石する方法を採ることになつたのであるが、採石現場附近には節理が発達して いる上、山の高さ約四〇米傾斜約七〇度の急勾配を有していたのであるから、発破 によって山の形状をこれ以上不安定な勾配にした場合、岩石崩落の危険があること は十分予見し得るところであり従つて現場責任者たるものは、発破の位置の選定に ついて工事の安全面より十分検討をなし、岩石崩落を招来する危険性のない位置を 選定すべきであるのみならず、発破作業の結果山の形状が不安定な勾配になつた場 合には万一岩石が崩落した場合を慮つて危険な岩壁直下に作業員を入れないように なし以つて事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのに拘らずこれ を怠り、同月一八日、二二日、二五日の三回に亘つて採石場所を選定するための試験発破をなした折漫然前記露出岩壁の下部に発破をかけても崩落の危険性はないものと軽信し、右露出岩壁の右下部中央下部左下部にそれぞれ新桐ダイナマイト(径 └粍、重量ーーニ・五瓦)三○本乃至五四本を詰めて爆破してそのケ所を破砕 又その一部をえぐり取つたのみならず、同月二六日作業員A外十数名に命じて 右岩壁直下で破砕飛散した岩石の集石及び積出し作業をさせていたため、同二六日 午后一時頃右の如く岩壁の下部を破砕しその一部をえぐり取ったことに起因して岩 盤の力の平衡関係を失わせたことからその上部の岩石約三〇〇トン位が節理面にそ つてすべり落ちその際約三〇数ケに分散して下落した岩塊が岩壁直下で作業していた作業員を下敷にし、或は又作業員に激突し因つて別表記載のとおりAを腹部切断 内臓露出により即時同所で死亡させた外二名を死亡させ、五名に重傷を負わせたも のである。

というのであるが、前叙の理由により被告人に注意義務違背の点は認められず、 本件は犯罪の証明がないことに帰するので、刑事訴訟法第四〇四条、第三三六条に より無罪の言渡をすべきものとする。

よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 矢部孝 裁判官

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中村義正 裁判官 萩原太郎)

一、死亡者

<記載内容は末尾 1 添付>

二、負傷者

<記載内容は末尾2添付>